

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行（平成 27 年 2 月 26 日一部施行、平成 27 年 5 月 26 日全部施行）に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、法第 6 条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第 7 条に規定する「協議会」（以下「空家等対策協議会」という。）を設置します。

2 根拠法令等

- ・法第 7 条に規定する「協議会」
- ・横浜市空家等対策協議会運営要綱

3 協議事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ・その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

※空家等対策計画に定める事項【法 6 条 2 項】

- 1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示等
- 2) 計画期間
  - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保等
- 3) 空家等の調査に関する事項
  - ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載等
- 4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - ・各部署の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載等
- 9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
  - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針等

4 委員構成（敬称略）

分野	氏名	組織・団体等
市長	林 文子	横浜市長
弁護士	田中 恒司	横浜弁護士会
司法書士	磯貝 憲治	神奈川県司法書士会 企画部 空家問題対策委員会委員
宅地建物取引業者	岡田 日出則	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 専務理事
	志村 孝次	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部 副支部長兼総務委員長
土地家屋調査士	嶋田 幸子	神奈川県土地家屋調査士会
建築士	平山 正義	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事長
社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者	若尾 恵子	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター 事務長
大学教授	齊藤 広子	横浜市立大学 教授
	江口 亨	横浜国立大学 准教授
まちづくり NPO 等の団体	谷口 和豊	特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク

5 委員任期

平成 27 年 8 月 25 日から平成 30 年 8 月 24 日まで（3 年間）

6 開催スケジュール

年 3 回程度（予定）

(1) 平成 27 年度のスケジュール

○ 第 1 回（8 月 25 日開催）

- ・協議会の概要について
- ・本市の空家の現状について
- ・空家等対策計画（本市の取組の方向性）について

○ 第 2 回（11 月頃開催予定）

- ・空家等対策計画の素案について
- ・意見募集について
- ・その他前回の保留事項

○ 第 3 回（1 月頃開催予定）

- ・意見募集の結果について
- ・空家等対策計画について

(2) 平成 28 年度以降について

空家等対策計画の実施状況の確認や計画の見直しに関して、定期的に協議会を開催する予定です。

【参考】

◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）  
その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3～4 （略）

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

横浜市空家等対策協議会運営要綱

制 定 平成 27 年 8 月 12 日 建企第 84 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条に規定する協議会として組織する横浜市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 市長は、空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議会で協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者については、市長が就任を依頼する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、市長が招集する。

（委員への謝金の支払）

第 5 条 本市職員以外の委員には、協議会への出席に対する謝金として、日額 14,000 円を支給する。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、建築局企画部企画課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。